

宮城県短期ビジネス・プロジェクト支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、活力ある産業の集積、ものづくり産業等の強靱化及び新たな産学連携・産産連携によるイノベーションの創出を図るため、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に宮城県内への本社機能の移転・分散（以下「移転等」という。）を検討する県外事業者等に対し、県内への移転等に係る短期的な事前調査及び県内における短期ビジネス・プロジェクト経費について、予算の範囲内において宮城県短期ビジネス・プロジェクト支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「本社機能」とは、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

(1) 事務所であって、次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの

- イ 調査及び企画部門
- ロ 情報処理部門
- ハ 研究開発部門
- ニ 国際事業部門
- ホ その他管理業務部門

(2) 研究所

(3) 研修所

2 この要綱において、「県内事業者等」とは、県内に事業所を有する法人のうち、別表1に掲げる業種に属する事業を主とする事業として営む者をいう。

3 この要綱において、「県外事業者等」とは、県内に事業所を有しない法人及び個人をいう。

4 この要綱において、「大学等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 大学
- (2) 高等専門学校
- (3) 国立試験研究機関又は公立試験研究機関
- (4) 研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人及び公益法人

5 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規程する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 本社機能移転等検討型 新型コロナウイルス感染症拡大を契機に宮城県外から宮城県内に本社機能の移転等を検討している県外事業者等で、次に掲げる要件を全て満たす者。

イ 別表1に掲げる業種に属する事業を主とする事業として営む者

ロ 宮城県内のコワーキングスペース、シェアオフィス、賃貸オフィス等を連続する30日ごとに5日以上使用すること。又は、宮城ワーケーション協議会の会員企業（宿泊業者、旅行代理店等）を通じて宿泊施設等を連続する30日ごとに5日以上使用すること。

(2) 共同開発プロジェクト型 新型コロナウイルス感染症拡大を契機に産学連携又は産産連携により研究開発に取り組む県外事業者等で、前号ロ及び次に掲げる要件のいずれかに該当するもの。

イ 産学連携 大学等と連携して研究開発に取り組む県外事業者等（別表1に掲げる業種に属する事業を主とする事業として営む者に限る）

ロ 産産連携 県内事業者等と連携して研究開発に取り組む県外事業者等

（補助対象経費及び補助率等）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表2に掲げるもののうち知事が必要かつ適正と認めるものとし、補助率、補助限度額及び補助対象期間は、次のとおりとする。

- (1) 補助率 3分の2以内（創業5年以内の中小企業者は4分の3以内）。ただし、別表2の宿泊費は2分の1以内
- (2) 補助限度額 100万円。ただし、1事業者につき1人あたりの限度額は30万円、宿泊費の1泊あたりの限度額は5千円
- (3) 補助対象期間 事業の開始日から起算して90日以内

（交付の申請）

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、事業の開始日から起算して30日を経過した日又は事業の開始日が属する県の会計年度の2月28日のいずれか早い日までとする。

（交付の決定）

第6条 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助事業に要する経費相互間の20%以内の変更にあっては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) その他知事が必要と認める条件

（実施状況の確認）

第8条 知事は、補助事業の実施状況の確認のため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して調査を行うことができる。

（実績報告）

第9条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとする。

2 前項の補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止の承認の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する県の会計年度の4月10日のいずれか早い日

までとする。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(提出部数)

第11条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、それぞれ1部とする。

(証拠書類の保存)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助事業者が第6条に規定する条件に違反したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1（第2条関係）

1 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する次の業種

分類番号	業 種 名
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
39	情報サービス業
40	インターネット付随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業

2 その他知事が特に認める業種

別表2（第4条関係）

経費区分	内 容
オフィス等施設費	県内のコワーキングスペース，シェアオフィス，賃貸オフィス等の賃貸

	借及び宿泊施設等の使用に要する経費
情報通信費	インターネット等の通信回線の使用に要する経費
設備等リース費	パソコン, プリンター等のリースに要する経費
宿泊費	県内の宿泊施設の使用に要する経費

宮城県短期ビジネス・プロジェクト支援事業費補助金
（本社機能移転等検討型・共同開発プロジェクト型）交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
（法人にあつては、事業所の所在地）
氏 名 印
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
担当者職氏名（法人の場合のみ）

年度において、宮城県短期ビジネス・プロジェクト支援事業費補助金を受けたいので、補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額等

- （1）補助金交付申請額 金 円
（2）交付申請対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類

- （1）事業計画書（別紙様式1）※事業計画書の中で必要とする添付書類を含む。
（2）暴力団排除に関する誓約書・役員名簿
（3）会社案内等のパンフレット
（4）登記事項証明書（3か月以内のもの）※法人の場合のみ。
（5）その他知事が必要と認める資料

事業計画書

1 申請者の概況

企業等名				
住所				
業種	分類番号	業種名	事業内容	
従業員数			資本金又は 出資金	
設立年月日	年 月 日			

2 本社機能の移転等検討計画

移転等検討 本社機能				
移転等検討先 市 町 村				
移転等検討期間	年 月 日 から 年 月 日			
事業費	補助対象経費額	円		
	補助申請額	円		

別紙様式1 (共同開発プロジェクト型)

事業計画書

1 申請者の概況

企業等名				
住所				
業種	分類番号	業種名	事業内容	
従業員数			資本金又は 出資金	
設立年月日	年 月 日			

2 共同開発計画

共同開発先				
共同開発先 の業種 ※大学等以外の場合	分類番号	業種名	事業内容	
共同開発期間	年 月 日 から 年 月 日			
共同開発のテーマ				
共同開発の概要				
事業費	補助対象経費額	円		
	補助申請額	円		

※必要に応じて共同研究契約書等の写しを提出願います。

3 補助金申請額の内訳

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費 (a)	補助対象経費 (b) (≦(a))	補助率 (c)2/3 または 3/4	補助金申請額 (d) (≦(b)×(c))
オフィス等施設費				
情報通信費				
設備等リース費				
[小計] (A)				

※税を除いた額

区 分	補助事業に 要する経費 (e)	補助対象経費 (f) (≦(e))	補助率 (g)1/2	補助金申請額 (h) (≦(f)×(g)) ※上限：1人あたり 1泊5千円
宿泊費				
[小計] (B)				

※税を除いた額

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金申請額 ※上限:100万円(1人 あたり30万円)
[合計] (A+B)				

4 支出の明細

(単位：円)

区 分	内 容	金 額	備 考
オフィス等施設費			
情報通信費			
設備等リース費			
[小計] (A)			

区 分	内 容	金 額 等	備 考
宿泊費	宿泊者氏名		
	(a) 宿泊金額	円	
	(b) 宿泊数	泊	
	(c) 1泊あたりの上限額	5,000 円	
	(d) 1人あたりの宿泊上限額(b×c)	円	
	宿泊者氏名		
	(a) 宿泊金額	円	
	(b) 宿泊数	円	
	(c) 1泊あたりの上限額	5,000 円	
	(d) 1人あたりの宿泊上限額(b×c)	円	
	宿泊者氏名		
	(a) 宿泊金額	円	
	(b) 宿泊数	円	
	(c) 1泊あたりの上限額	5,000 円	
	(d) 1人あたりの宿泊上限額(b×c)	円	
	[小計] (B) (a)の計		円
(参考)宿泊上限額(d)の計		円	

区 分	内 容	金 額	備 考
[合計] (A+B)			

(参考様式)

誓約書

私

当社は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団¹又は暴力団員等²であるとき
 - (2) 事業者³の役員等⁴が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
 - (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。
- 2) 同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。
- 3) 同条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。
- 4) 個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員⁵をいう。以下同じ。
- 5) 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事

殿

年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は名称及び代表者氏名）

印

※ 添付書類：役員等氏名一覧表（法人申請の場合。既存資料（名称は問わない）による代用可。）

宮城県短期ビジネス・プロジェクト支援事業費補助金
（本社機能移転等検討型・共同開発プロジェクト型）変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

（法人にあつては、事業所の所在地）

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者職氏名（法人の場合のみ）

年 月 日付け宮城県 指令第 号で補助金の交付決定のありました宮城県短期ビジネス・プロジェクト支援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 添付書類
 - （1）事業計画書（変更後の内容）
 - （2）変更内容を証する書類

宮城県短期ビジネス・プロジェクト支援事業費補助金
（本社機能移転等検討型・共同開発プロジェクト型）中止（廃止）承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
（法人にあつては、事業所の所在地）
氏 名 印
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
担当者職氏名（法人の場合のみ）

年 月 日付け宮城県 指令第 号で補助金の交付決定のありました宮城県短期ビジネス・プロジェクト支援事業費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）予定年月日 年 月 日
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 事業再開予定時期（中止の場合のみ）

宮城県短期ビジネス・プロジェクト支援事業費補助金
（本社機能移転等検討型・共同開発プロジェクト型）実績報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
（法人にあつては、事業所の所在地）
氏 名 印
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
担当者職氏名（法人の場合のみ）

年 月 日付け宮城県 指令第 号で補助金の交付決定のありました宮城県短期ビジネス・プロジェクト支援事業費補助金について、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書（別紙様式2）
- (2) 経費の支払いを確認できる書類

3 補助金振込先

- (1) 金融機関名 _____ 銀行 本店 ・ _____ 支店
- (2) 預金種別 _____ 当座 ・ 普通
- (3) 口座番号 _____
- (4) フリガナ _____
口座名義 _____

事業実績報告書

1 申請者の概況

企業等名				
住所				
業種	分類番号	業種名	事業内容	
従業員数			資本金又は 出資金	
設立年月日	年 月 日			

2 本社機能の移転等検討計画

移転等検討 本社機能				
移転等検討先 市 町 村				
移転等検討期間	年 月 日 から 年 月 日			
事業費	補助対象経費額	円		
	補助申請額	円		

事業実績報告書

1 申請者の概況

企業等名				
住所				
業種	分類番号	業種名	事業内容	
従業員数			資本金又は 出資金	
設立年月日	年 月 日			

2 共同開発計画

共同開発先				
共同開発先 の業種 ※大学等以外の場合	分類番号	業種名	事業内容	
共同開発期間	年 月 日 から 年 月 日			
共同開発のテーマ				
共同開発の概要				
事業費	補助対象経費額	円		
	補助申請額	円		

※必要に応じて共同研究契約書等の写しを提出願います。

3 補助金申請額の内訳

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費 (a)	補助対象経費 (b) (≦(a))	補助率 (c)2/3 または 3/4	補助金申請額 (d) (≦(b)×(c))
オフィス等施設費				
情報通信費				
設備等リース費				
[小計] (A)				

※税を除いた額

区 分	補助事業に 要する経費 (e)	補助対象経費 (f) (≦(e))	補助率 (g)1/2	補助金申請額 (h) (≦(f)×(g)) ※上限：1人あたり 1泊5千円
宿泊費				
[小計] (B)				

※税を除いた額

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金申請額 ※上限:100万円(1人 あたり30万円)
[合計] (A+B)				

4 支出の明細

(単位：円)

区 分	内容	金額	備考
オフィス等施設費			
情報通信費			
設備等リース費			
[小計] (A)			

区 分	内容	金額等	備考
宿泊費	宿泊者氏名		
	(a) 宿泊金額	円	
	(b) 宿泊数	泊	
	(c) 1泊あたりの上限額	5,000 円	
	(d) 1人あたりの宿泊上限額(b×c)	円	
	宿泊者氏名		
	(a) 宿泊金額	円	
	(b) 宿泊数	円	
	(c) 1泊あたりの上限額	5,000 円	
	(d) 1人あたりの宿泊上限額(b×c)	円	
	宿泊者氏名		
	(a) 宿泊金額	円	
	(b) 宿泊数	円	
	(c) 1泊あたりの上限額	5,000 円	
	(d) 1人あたりの宿泊上限額(b×c)	円	
	[小計] (B) (a)の計		円
(参考)宿泊上限額(d)の計		円	

区 分	内容	金額	備考
[合計] (A+B)			

5 事業実績（本社機能移転等の検討結果または共同開発の進捗状況等）

（取り組みの実施内容などを記述）

（取り組みの成果などを記述）

（今後の取り組みについて記述）